

伊丹市強靱化計画（改訂版）

～災害から市民の生命および財産が守られるまち～

（令和 6 年 4 月改訂）

令和 3 年 7 月改訂

令和 2 年 7 月策定

伊丹市総務部危機管理室

< 目 次 >

第Ⅰ章 計画の目的・体系・期間	2
1. 計画の目的	
2. 計画の体系	
3. 計画期間	
第Ⅱ章 計画の基本的考え方	3
1. 基本目標	
2. 事前に備えるべき目標	
3. 伊丹市強靱化計画の構成	
4. 計画の推進	
第Ⅲ章 本市の概況、対象とする災害	4
1. 本市の概況	
2. 想定する大規模災害	
第Ⅳ章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と脆弱性評価方法	11
1. 評価の枠組み及び手順	
（別表）事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態	
第Ⅴ章 脆弱性の評価	14
第Ⅵ章 強靱化に向けた推進方針と主な指標	23
1. 「起きてはならない最悪の事態」別推進方針及び主な指標等	
第Ⅶ章 強靱化を推進する主な事業（R2～R6）	41
第Ⅷ章 参考資料	43
1. 国土強靱化の理念	

第Ⅰ章 計画の目的・体系・期間

1. 計画の目的

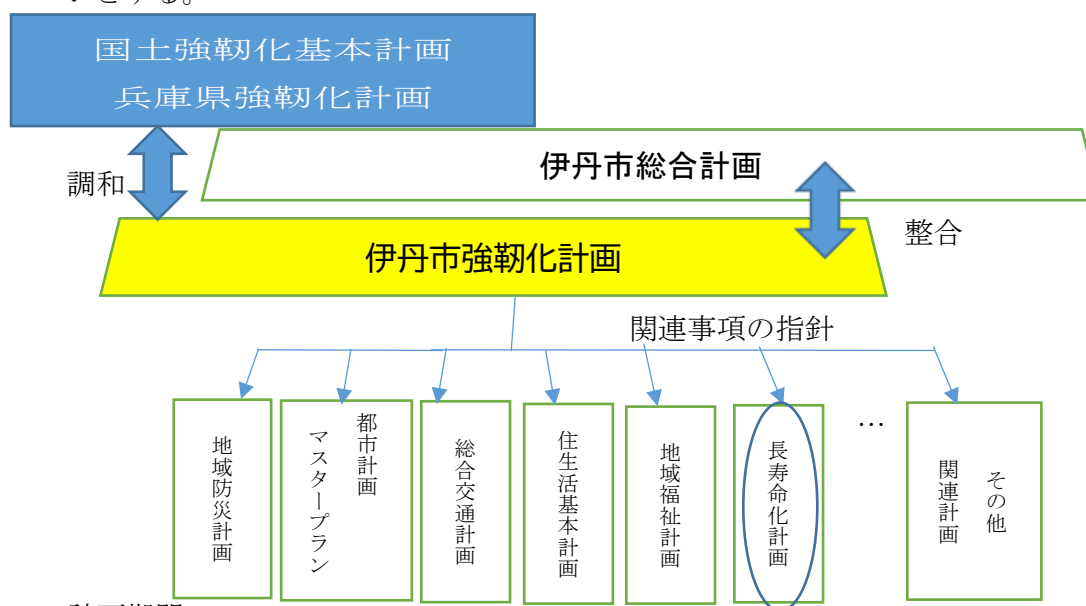
この「伊丹市強靱化計画」は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）」（以下「国土強靱化基本法」という）第十三条に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画として定めるものである。

「国土強靱化基本法」の基本理念において、国土強靱化に関する施策の推進は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資するとされている。また国土強靱化基本法第四条には、地方公共団体の責務として、「第四条 地方公共団体は、(中略)国土強靱化に関し、(中略)地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」とされていることから、強靱化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本的な指針とするものである。

2. 計画の体系

本計画は国土強靱化基本法第十条に基づき、平成31年改訂「国土強靱化基本計画」並びに令和元年改訂「兵庫県強靱化計画」と調和を図るものとする。

また、国土強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となることから、本市総合計画及び他の既存計画との関係は、以下の「アンブレラ」イメージとする。



3. 計画期間

令和2年度から概ね5年とする。

第Ⅱ章 計画の基本的考え方

1. 基本目標

「国土強靱化基本計画」並びに「兵庫県強靱化計画」を踏まえ、以下の4つを基本目標とする。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (3) 公共及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (4) 迅速な復旧復興

2. 事前に備えるべき目標

あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするために、以下の7つの目標を掲げる。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能・情報通信機能は確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (6) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (7) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3. 伊丹市強靱化計画の構成

本計画は、基本目標に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を検討する。その中で、最悪の事態を起こさない、（重要な機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とする）強靱な仕組みづくりを、平時からの持続的展開を目指して、対策方針を示し、これに資する強靱化の取組をとりまとめると共に、取組を評価するための目標を示そうとするものである。

4. 計画の推進

本計画の推進のため、業績指標値を用いて進行管理を行う。社会経済情勢等の変化や施策の推進状況及び関係機関等の動向も踏まえ、PDCAサイクルを繰り返し、取組を推進することとする。

第Ⅲ章 本市の概況、対象とする災害

1. 本市の概況

(1) 地形条件

伊丹市は、神戸市から約 20 km、大阪市から約 10 kmの兵庫県・大阪府の府県境に位置する面積 25.00 km²の市である。本市周辺は、三方を山地と丘陵に囲まれ、南だけが大阪湾に向けて開いた半盆地的な地形となっている。市域の西部には武庫川が、東部には猪名川がそれぞれ北から南へ流下しており、地形はこれらの河川により大きな影響を受けてきた。市内の地形は、大きくわけて沖積低地と洪積台地（伊丹段丘）に分類される。

① 沖積低地

ア. 猪名川流域

猪名川は広大な氾濫平野をもち、現河道に沿って旧河道、自然堤防が形成されている。旧河道はかつての猪名川の流路を示す地域であるが、市街地の拡大に伴って埋め立てられ、分布状況が年々不明瞭になってきている。自然堤防は、猪名川によって運ばれてきた土砂が堆積して、周囲の氾濫平野よりも少し高くなった地形であるが、古くからの集落が形成されており、老朽家屋密集地帯となっている。その他の氾濫平野は農地として利用されてきたが、近年では盛土され宅地や工場用地として利用されている。市域の東端には氾濫平野の大規模な造成により大阪国際空港が建設されている。

イ. 武庫川流域

武庫川は、市域では周囲の氾濫平野より河床が高い天井川となっており、川沿いの微高地や自然堤防等の微高地には集落が形成されている。武庫川のつくる低地は市域ではそれほど広がらないが、氾濫平野や旧河道には盛土地が広がり、宅地や工業用地として利用されている。

② 伊丹段丘

伊丹段丘は、中位面・下位面・低位面の3面に区分される。中位面・下位面は猪名川・武庫川・天神川の3河川によってつくられた複合扇状地からなり、伊丹市の大部分を占めている。

ア. 中位面

市域では最も高い面で、川西市加茂から伊丹市伊丹にかけて分布している。他の段丘面と異なり、段丘面上を流れる流路や旧川筋が見られない。周辺の段丘面の中では最も古くに形成された面であるが、現在まで原形に近い地形を保っているが、南に向かって徐々に低くなり、市域の南端付近では低地との差がほとんど見られなくなる

イ. 下位面

中位面より一段低く、荒牧や中野、昆陽、御願塚などの宅地が広がる面が下位面である。

下位面上には浅い谷がたくさん見られる。これは、古い時代の猪名川・武庫川の侵食によるもので、一部ではせき止められてため池となっている。昭和 30 年代まではこのような浅い谷やため池が多く見られたが、市街化に伴って埋立・盛土が行われ、地形は次第に不明瞭になってきている。

また、下位面上には網目状に農業用水路が整備されているが、近年の農地の減少により本来の機能は徐々に薄れ、逆に市街地での水害を誘発する一因となっている。

ウ．低位面

氾濫平野との比高が 1 m に満たない段丘面である。中位面の段丘崖の東側に沿った狭い範囲に分布し、宅地等に利用されている。

③ 変動地形

伊丹市には、東西方向の走行をもつ伊丹断層がある。これは、約 25,000 年前以降に活動した何回かの地震によって生じたとされている。

伊丹断層は猪名野神社の北側から国道 171 号線寺本高架橋付近に延びる活断層で地層的には比高差約 8.5m の落差が確認されているが、地表面では幅 100～200m の緩斜面が確認できるのみで、明瞭な断層崖等は見られない。

④ 人工改変地

人工改変地は、氾濫平野や段丘面上など、市域の広い範囲に分布している。改変は盛土によるものがほとんどで、昭和 30 年代以降急速に広がり、宅地や工場用地等として利用されている。近年では、旧河道などの比較的土地条件のよくないところにも盛土がなされ、市街地が進出している。改変により市域のかつての地形は次第に不明瞭になってきている。

(2) 地質条件

伊丹市の地質は、主に伊丹段丘を構成する後期更新世の伊丹粘土層と伊丹礫層からなる。

①伊丹市周辺の地形変化

本市周辺は、伊丹海進・海退の後、扇状地性三角州が発達し、地盤変動によって上昇したと考えられている。

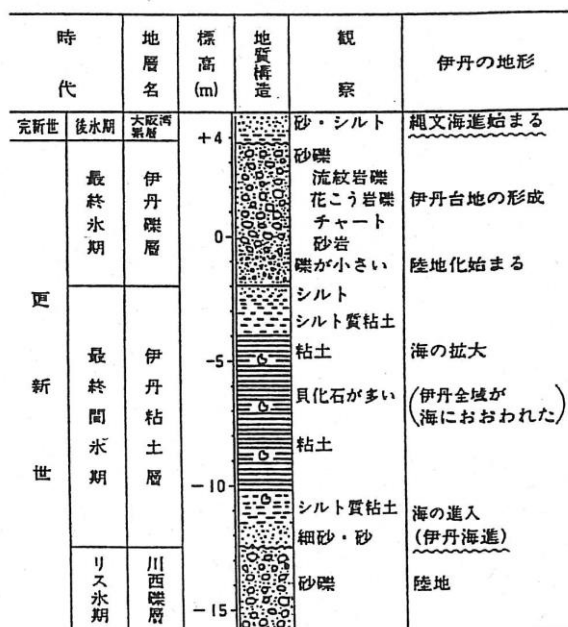
② 地質

ア．伊丹粘土層

伊丹台地の地下に分布する、約 125,000 年前の海成粘土層である。この層の形成当時、伊丹市を含む広い範囲には、伊丹内湾と呼ばれる湾が発達していたと推定されている。この粘土層には、現在も大阪湾に生息するサトウガイをはじめとした 34 種類の貝化石が多数含まれていることから、地層形成当時の伊丹内湾は水温などの状況が今の大

阪湾に似た黒潮の影響下にあったと考えられる。

この層のN値は、3～10 の値を示し、軟弱な地盤を形成している。



塚口の地層観察と伊丹の古環境（出典：伊丹の自然 第1巻）

【参考】 N値

土の硬軟、締まりぐあいを知るために最も一般的に用いられている値。

重量 63.5 kgのハンマを 75 cm自由落下させ、貫入試験器を 30cm 打ち込むのに要する打撃数をN値といい、この値と土の密度との関係は下表に示すとおりである。

N 値	密 度
0 ～ 4	非常に緩い
4 ～ 10	緩い
10 ～ 30	中位
30 ～ 50	密
50 ～	非常に密

イ. 伊丹礫層

伊丹台地上に分布する砂礫層である。今の大阪湾がなかば陸地化していた 60,000 年前頃に、猪名川が上流から運んできた礫や砂が堆積してできた地層で、その後 25,000 年くらい前までにこの地層を武庫川が削って段丘面が形成された。

伊丹礫層は伊丹粘土層の上にほぼ並行に重なっており、海退後時間差をおかずに堆積を開始したことが分かる。層内では、礫径が下部から上部に向かって次第に大きくなる

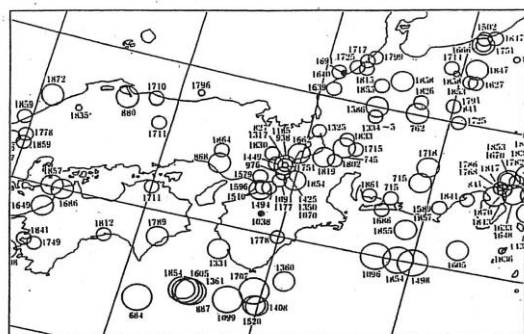
級化構造を示していることから、次第に海が遠ざかっていった様子が見られる。

N値は、40～50 の値を示し、比較的良好な地盤を形成している。

2. 想定する大規模災害

(1) 被害想定

地震災害のうち、伊丹市の被害が克明に記録されているものは 1995 年の阪神・淡路大震災及び 2018 年の大阪府北部を震源とする地震(以下「大阪府北部地震」という。)がある。また、近畿地方周辺では過去に数多くの大地震が発生しており(下図)これらのうちいくつかは伊丹市でも被害が出たものと考えられる。以下では、過去におきた大地震の概要と阪神・淡路大震災及び大阪府北部地震の伊丹市における被害の概要を述べる。



近畿地方の被害地震の震央分布 (出典：新編日本被害地震総覧)

(注) ○が大きいほどマグニチュードが大きい地震を示す

① 過去の大地震による被害(1995 阪神・淡路大震災を除く)

近畿地方周辺で起きた地震のうち、京阪神間に大きな被害が記録されている地震は大きく分けて内陸型と海溝型に区分される。

内陸型地震については、記録量の関係から京都の被害が中心となっているが、京都から大阪方面、神戸方面に大きな被害が出たと記録されている地震については、伊丹市周辺でもある程度の被害が生じていると推察できる。これに該当する地震は、868 年、1510 年、1596 年、1662 年、1995 年の 5 つの地震が挙げられる。このうち前から 4 つの地震はマグニチュード (M) = 7 前後と推定されており、1995 年の阪神・淡路大震災 (M = 7.3) とほぼ同程度である。なお、京阪神地方には多くの活断層が見られることから、内陸型の地震はこれらの活動に伴ったものである可能性が多くの研究家によって指摘されている。

海溝型地震については、紀伊半島沖の南海トラフで起きた地震の被害が数多く残されている。このうち 887 年、1361 年、1854 年の地震については和歌山や大阪、京都でも被害が記録されていることから、伊丹市周辺でもある程度の被害が生じていると推察で

きる。なお、南海トラフ周辺では、西暦 684 年の白鳳大地震以降、1946 年の南海地震までに少なくとも 8 回の地震が発生したことが推定されている。

② 平成 7 年阪神・淡路大震災による伊丹市の被害

平成 7 年 1 月 17 日未明に発生した阪神・淡路大震災により、本市でも下表に示すような大きな人的・物的被害を生じた。

被 害 状 況

	区 分		件 数	備 考
人 的 被 害	死 者		2 3 人	
	負 傷 者	重 傷 者	2 2 6 人	
		軽 傷 者	2, 4 9 0 人	
		計	2, 7 1 6 人	
住 家 の 被 害	全 壊		1, 3 9 5 棟	
			2, 4 3 4 世帯	
	半 壊		7, 4 9 9 棟	
			1 4, 3 7 3 世帯	
	一 部 損 壊		1 9, 8 5 1 棟	
			3 6, 0 3 1 世帯	
非 住 家 の 被 害	官公署庁舎・公民館等		8 2 棟	
	そ の 他		8 4 棟	
そ の 他 の 被 害	文 教 施 設		6 0 施設	
	病 院		6 1 棟	全壊 3 ・半壊 5 ・一部損壊 5 3
	道 路		7 9 1 箇所	通行止 ピーク時 2 8 3 箇所
	橋 梁		3 6 箇所	
	河 川 堤 防		6 箇所	天神川他 5 箇所
	緑 地 ・ 公 園		2 1 箇所	緑ヶ丘公園他
	水 道		4, 8 9 6 箇所	・公道内管破損 1 7 6 箇所 ・宅地内漏水 4, 7 2 0 箇所
	清 掃 施 設		1 箇所	清掃工場焼却炉煙突 2 本他
	下 水 施 設		6 8 9 箇所	・汚水管 6 0 4 箇所 ・雨水管 8 5 箇所
	鉄 道 施 設		2 箇所	・新幹線野間付近 ・阪急伊丹駅付近
	農 業 関 係		6 2 8 箇所	損害 3 億 1 百万円
	商 業 ・ 工 業 ・ サービス業		4, 6 3 7 箇所	損害 6 4 2 億 8 千万円

(2) 水害

① 猪名川流域の水害

伊丹市周辺では、猪名川の氾濫事例が多数記録されている。

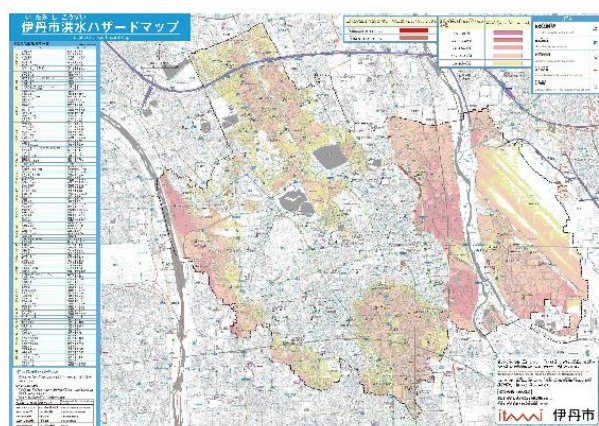
猪名川流域に大きな被害をもたらす降雨は、1)梅雨季に京阪神を襲う前線性豪雨によるもの、2)晩夏から初秋にかけて来襲する台風による豪雨に起因するものの2つに区分できる。1)の例としては、昭和13年の「阪神大水害」や「昭和42年7月豪雨」などが、2)の例としては昭和28年9月の台風13号、昭和35年8月の台風16号、昭和58年9月の台風10号による洪水などが挙げられる。

猪名川は、昭和30年代中頃まで堤防が小さく脆弱な上、河道も著しく蛇行していたため、原始河川のような状況で、豪雨の度に氾濫・洪水を繰り返していた。昭和初期以前の水害は、猪名川の増水により堤防が破堤し、濁流が集落・農地にあふれ出す外水氾濫が殆どと考えられる。昭和13年7月の「阪神大水害」を契機に猪名川の改修工事が進められてきたが、開発が著しい都市河川流域のため治水施設の整備が追いつかず、改修工事開始後も数回洪水が発生している。これらの水害は、山地部の宅地・ゴルフ場などの開発や段丘面・低地部の農地の宅地化に伴う保水機能・遊水機能の低下により、豪雨時の流出量が大きく、しかも流出時間が非常に早くなっていることが原因と考えられる。かつての水害と比較して、猪名川本川の破堤・溢水による外水氾濫は減少し、代わって支川の氾濫による水害が目立つことも近年の特徴である。

② 小河川の氾濫による水害

各河川のうち、一級河川（猪名川・藻川・空港川・駄六川・内川・箕面川・昆陽川・伊丹川・富松川・昆陽川捷水路）については大部分が改修を終えているが、二級河川（武庫川・天王寺川・天神川）については順次整備が行われているところである。近年の水害の傾向を見ると、猪名川や武庫川本川の破堤による氾濫はほとんど見られないが、本川の増水に伴って支川からの合流が阻害され、河川の排水の影響を受けて浸水被害が出ているようである。市域及びこれらの河川の上流部は急速に市街化が進展し、降水の流出を防ぐ保水機能やあふれた水を溜めておく遊水機能を有する土地が激減しており、代わってコンクリート等で被覆された土地が広がってきたため、降水が一時に河川に集中する傾向が顕著になってきた。これにより、累計雨量300.5mmの降雨を記録、床上1,090戸・床下1,744戸他の浸水被害が発生した「平成6年9月6日集中豪雨」を始め、近年の水害発生と密接な関係があると考えられる。

市内には用水路が網目のようにはり巡らされ、取水口や合流点・屈曲部付近で浸水被害が多数発生している。一般に被害が起きにくいとされている段丘面上でも軽微な被害が多く発生しているのはこのためである。また、段丘面上でも浅い谷を中心に盛土等の人工改変が行われており、わずかに周囲より低い窪地が生じている箇所が見られる。このような箇所では豪雨時に水がたまりやすく、路面冠水・床下浸水などの軽微な水害が発生する傾向がある。



伊丹市洪水ハザードマップ

http://www.city.itami.lg.jp/ITAMI_BENRI/ANZEN_ANSIN/1535357872966.html

(3) 土砂災害

市内では、昭和 47 年 7 月 12 日に 3 箇所、昭和 58 年 9 月 27 日～29 日に 1 箇所、平成 6 年 9 月 6～7 日に 10 箇所で大豪雨による崩壊が記録されている。これらの崩壊の詳細な位置・形態は不明であるが、市内で崩壊を起こす可能性がある急な斜面は段丘崖のみと考えられることから、崩壊は段丘崖で発生しているものと考えられる。

(4) 風害

① 平成 30 年台風第 21 号による伊丹市の被害

平成 30 年 9 月 4 日～5 日にかけて非常に強い勢力を保ったまま通過した台風第 21 号により、本市でも瞬間最大風速 42.9m/s を観測し、下表に示す被害が生じた。

被 害 状 況 (2019 年 3 月末時点)

	区 分	件 数	備 考
人 的 被 害	死 者	0 人	
	重 傷 者	1 人	
	軽 傷 者	5 人	
	計	6 人	
住 家 の 被 害	全 壊	0 件	罹災証明書の発行件数
	大 規 模 半 壊	0 件	
	半 壊	7 件	
	一 部 損 壊	6 5 6 件	
公 共 施 設		1 3 0 件	
ラ イ フ ラ イ ン	電力（停電）	2 5 , 5 2 4 件	広範囲で停電(9/4～10)
	上下水道（断水）	異常みられず	
	ガス（供給停止）	異常みられず	

第Ⅳ章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と脆弱性評価方法

1. 評価の枠組み及び手順

強靱化を図るため、想定するリスクに対し現状の取組や施策における課題（脆弱性）を点検する。

（1）想定するリスク

本計画では、市民生活に大きな影響を及ぼすリスクとして、南海トラフ地震・上町断層による活断層地震に加え、風水害による豪雨・土砂災害を想定する。

区 分	想定される災害	発生確率	市内での想定
海溝型地震	南海トラフ地震	今後 30 年間 70%～80%程度	最大震度 6 弱
内陸型地震	上町断層地震	今後 30 年間 3 %	最大震度 7
風水害	第二室戸台風級の直撃	1 / 1,000	淀川系 380 mm/ 9 時間 武庫川系 511 mm/24 時間

（2）起きてはならない最悪の事態設定

7つの「事前に備えるべき目標」とともに、その妨げとなる「リスクシナリオ」としての25の「起きてはならない最悪の事態」と2つの横断的分野として「リスクコミュニケーション」と「施設管理」を設定する。（別表―1）

（3）評価の実施手順

①「起きてはならない最悪の事態」を回避する観点から、市の施策を整理点検する。

②各施策の推進状況を踏まえ、最悪の事態を回避する事が可能か分析する。

⇒第Ⅴ章

③最悪の事態の回避に向け、今後の施策の推進方向を検討する。

④施策の進捗状況を表す指標を設定する。

⇒第Ⅵ章

○事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

(事前に備えるべき目標)

1. 直接死を最大限防ぐ

(起きてはならない最悪の事態)

- 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的倒壊による多数の死傷者の発生
- 1-2 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模な損壊や火災による多数の死傷者の発生
- 1-3 広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
- 1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
- 1-5 避難情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

- 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
- 2-3 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
- 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
- 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

3. 必要不可欠な行政機能・情報通信機能は確保する

- 3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
- 3-2 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
- 3-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- 3-4 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

- 4-1 幹線が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
- 4-2 食料等の安定供給の停滞
- 4-3 用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 5. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
 - 5-1 変電所、送配電設備や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
 - 5-2 上下水道等の長期間にわたる停止
 - 5-3 地域交通網の長期間にわたる機能停止
- 6. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
 - 6-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
 - 6-2 沿線・沿道の閉塞等による交通麻痺・二次被害の発生
- 7. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
 - 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
 - 7-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
- 8. 横断的分野
 - 8-1 リスクコミュニケーション
 - 8-2 施設管理

第Ⅴ章 脆弱性の評価

「起きてはならない最悪の事態」に対する脆弱性の評価を、それぞれの事態毎に、以下に取りまとめた。

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的倒壊による多数の死傷者の発生

○住宅・建築物については、人々が多くの時間を過ごす空間である一方、耐震化の必要性に対する認識が十分でなく、耐震改修の経済的負担も大きいことから、意識啓発活動等の対策、耐震診断や耐震改修等への補助等を推進する必要がある。また、エレベーターについても地震安全対策を推進する必要がある。

○屋外で地震に遭遇した場合、ブロック塀の倒壊に対しとっさに避難し、更に身を守ることは困難である。平成30年以降、市施設や要配慮者施設等のブロック塀に関しては改善を行ったが、今後ともブロック塀の安全対策を進める必要がある。

○橋梁やトンネルなど、不通となった場合に、社会的影響の大きい道路施設について、致命的な損傷を避けるため、計画的な補修や耐震化を推進する必要がある。

○道路や周辺の被害による不通から、周辺地域の避難の妨げや救助救援の遅延に繋がる緊急輸送道路沿道建築物や電柱の倒壊を防ぐ必要がある。

○放置された老朽危険空家の倒壊、部材の飛散等による被害の発生を防ぐため、所有者へ改善を促す必要がある。

1-2 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模な損壊や火災による多数の死傷者の発生

○人口が集中する市街地では、火災発生時に延焼の可能性が高く、道路への建物倒壊による交通遮断に伴い避難や救助救援の妨げとなる可能性もあることから、適切な空地の整備と維持が必要である。

○延焼の遮断や避難路の確保、消防・救急活動の円滑化など、多様な機能を有する都市計画道路の整備を進める必要がある。

○公共施設や保健医療施設については、要配慮者の利用が多いものもあり、発災時には災害応急対策や被災者の救護の拠点としての重要な機能を担うことから、防災性を推進する必要がある。

○学校園施設、社会福祉施設については、乳幼児、児童生徒、要配慮者が一日の大半を過ごすだけでなく、避難所等の地域の防災拠点としての機能を果たすこととなる。市立の学校園施設では、全て耐震化を果たしているが、その他の施設も含め、一層の耐震化や防災機能、空調設備機能などの向上を推進し、施設の安全性を高める必要がある。

○大規模災害が発生した場合に、多くの避難者を収容する施設となる大規模避難施設について、安全性と防災性を高める必要がある。

○大規模火災の発生に対応するための消防水利の確実な確保や適切な維持管理が必要である。

1-3 広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

○近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、雨水管の適切な維持管理や雨水貯留施設等の整備により河川への流出を抑制する流域対策を推進する必要がある。

○雨水排水施設の整備、適切な維持管理等により、集中豪雨等による内水被害の安全性を向上させる必要がある。

○洪水や内水被害を抑えるためには、ハード整備のみならず、市民が自身の居所の地域特性を知り、自分自身の命を守るための避難行動の根拠となる洪水・内水ハザードマップを作成が必要である。

○水防関係機関間の連携により、気象警報や水位に関する警戒情報収集を確実に行之、これに基づいた迅速で適切な判断を行う体制整備が必要である。

○市民の避難等のきっかけとなる避難準備情報や避難勧告等避難情報伝達を迅速・確実に伝達し、円滑で迅速な避難に繋げるための体制整備と確実な運用が必要である。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○伊丹市内の土砂災害が想定される区域は限定的であるものの、事前の警戒や避難により人命被害を最小限にするため、土砂災害ハザードマップの作成及び警戒区域住民や要配慮者施設に対する周知を徹底する必要がある。

○市内の土砂災害のおそれがある区域は限られているものの、その多くは市の緑地であることから、土砂災害防止のための法面对策が必要である。

○土砂災害警戒情報は降雨時に発出する可能性が高く、また災害発生時には避難が困難な場合も予想されることから、円滑な避難のための環境整備が必要である。

1-5 避難情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○防災行政無線のデジタル化の推進、屋外拡声器や IP システム、各種メール、FM いたみ等情報伝達手段の多様化、高度化等に伴い、情報の確実かつ迅速な提供手段として多様化が進められてきており、これら設備を常に確実に作動させるための整備と運用の必要がある。

○降雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等のデータの確実な収集・処理・提供を行うため、フェニックス防災情報システムを始め、機器の機能強化及びデータ伝送路の冗長化を行う必要がある。

○河川監視カメラの設置により、情報収集・提供手段の整備が進む一方で、機器により得られた情報を迅速な意思決定や救助救援に効果的に繋げる体制整備が必要である。

○災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る必要がある。

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○災害発生から 3 日間は、通常のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。

○食料や消耗品等の物品について、要配慮者やアレルギーへの対策等を念頭に備蓄を進めると共に、平素から協定業者等との間で供給情報の共有に努め、要請に基づいて確保・供給を図る必要がある。

○大規模災害時の飲料水の確保として「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、県内の応急給水用資機材の保有状況を共有し、相互応援による応急給水活動を円滑に進める必要がある。

○浄水場等施設耐震化整備率は87.5%であり、耐震性貯水槽はじめ水道管の老朽化対策と合わせ、必要な箇所の耐震化を推進する必要がある。

○緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備を進めるとともに、避難路を確保するため、街路樹の更新や撤去を含む道路の再整備、適切な維持管理を推進する必要がある。

○橋梁やトンネルなど、不通となった場合に、社会的影響の大きい道路施設について、致命的な損傷を避けるため、計画的な補修や耐震化を推進する必要がある。

【再掲】

○断水や停電等に対する避難所の防災機能を強化すると共に、避難者が避難所に集中しないように、各家庭で食料や生活必需品等の備蓄を進める様に啓発を進める必要がある。

○被災者への多様な救助救援を行うための集積所や、応急仮設住宅建設用資材やその他の災害復旧工事に必要と認められる資材等を仮置きする資材置き場や仮設住宅用地等の候補地の事前の選定が必要である。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○落橋等により孤立する可能性のある地区については、災害時に被害状況を確認する連絡手段を確保し、救援物資の供給に関して独立して対応できる体制を整備することが必要である。

○交通量の多い橋梁やトンネルなど社会的影響の大きい道路施設について、致命的な損傷を避けるため、計画的な補修や耐震化を推進する必要がある。

2-3 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○消防庁舎や消防車両等の機能不全を防ぐための整備、更新を図る必要がある。

○大災害が発生の際、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合には、最初に災害に対応するのは、住んでいる地域のコミュニティであることから、市民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。

○防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を推進するため、被害想定に基づき、他市町からの受援も含めた実戦的な訓練を実施する必要がある。

○発災時には公助だけで対応できることに限りがあることから、地域の自主防災組織や事業所等との間の連携や防災体制の充実強化を図る必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

○伊丹市医師会等関係機関との協力態勢とともに、市内における災害時の医療提供体制を確保する必要がある。

○市内での救急医療の拠点である市立伊丹病院について、エネルギー供給の途絶時においても医療提供が行えるよう、非常用電源をはじめとする災害対応の設備について充実を図る必要がある。

○大阪国際空港の防災拠点としての活用については、管理会社との情報の共有化と連携を強化する必要がある。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○廃棄物の収集と処理、消毒や害虫駆除等の実施体制を構築しておく必要がある。

○生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、污水管等の耐震化を実施する必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道施設を計画的に維持・管理する必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○公共施設や保健医療施設については、要配慮者の利用が多いものもあり、災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点としての重要な機能を担うことから、防災化を一層推進する必要がある。

- 一層の高齢化等による要配慮者の増加に対応するため、避難所生活の継続が著しく負担となる人の福祉避難所への移送等対応を含め、社会福祉事業者による支援体制を整える必要がある。
- 避難者の健康管理上の影響が大きいトイレ環境及び暑さ寒さ対策について、避難所の衛生・空調機能持続のためにも、機材の確保等環境を整える必要がある。
- 要配慮者を中心に、避難者の真夏の熱中症或いは真冬の寒さ対策を中心に資機材の整備する事により、避難所環境を向上させる必要がある。

(3) 必要不可欠な行政機能・情報通信機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 防災拠点となる公共施設の防災機能の充実を図る必要がある。
- 限られた人員で、優先度の高い救助救援事業を進めるための体制整備と職員の対応力の向上が必要である。

3-2 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 停電のみならず、通信線や中継局の被災に伴う通信事業者の回線が停止した場合であっても災害救助活動ができるよう、消防の通信基盤・施設の整備を図るとともに、防災センター等の情報回線の多重化の観点から通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。
- 長期電源途絶等に対する行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）の機能確保に向けて、脆弱性評価や必要に応じた対策を講じる必要がある。

3-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- テレビ・ラジオ放送が中断した際には、必要な情報伝達が不可能となるのみならず、市民の不安が増大し情報の錯そうや、事実と異なる情報が拡散しやすくなる。こういった事態を避けるため、屋外拡声器や緊急災害情報メール、SNS等多様な情報伝達手段の整備により、積極的に防災情報を発信する必要がある。
- 支援や避難に関する情報を受け取った場合に、必要な避難行動等については居所や家族構成等状況によって異なって来ることから、事前の準備を進めるよう周知・啓発を行う必要がある。

3-4 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 雨量計、河川等監視防災カメラ等の情報収集機器の機能強化を図るとともに、災害時における機能維持のために、伝送系の冗長化等の耐災害性の向上を図る。
また機能停止した場合の独立した情報収集・分析体制を整える必要がある。

(4) 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 幹線が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

- 橋梁やトンネルなど、不通となった場合に、社会的影響の大きい道路施設について、致命的な損傷を避けるため、計画的な補修や耐震化を推進する必要がある。

- 緊急輸送道路及び緊急啓開道路の道路機能確保のために、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う体制を整える必要がある。

- 陸上交通ネットワークの物資搬送機能停止等の際の代替機能として、大阪国際空港の防災拠点としての活用については、管理会社との情報の共有化と連携を強化する必要がある。

4-2 食料等の安定供給の停滞

- 小売店や流通体制の被災に伴い、特に避難者や災害時要配慮者に食料や生活必需品の不足が生じる事を避けるため、食料等調達のバックアップ態勢を構築する必要がある。

4-3 用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 用水の確保と共に、水利用の広域化を推進する必要がある。

(5) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 変電所、送配電設備や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- ライフライン事業者のバックアップとして自立・分散型エネルギーの導入促進が必要である。

○ライフライン事業者との間で被災情報の共有体制と早期復旧作業のための支援体制の構築が必要である。

5-2 上下水道等の長期間にわたる停止

○上下水道設備の防災性を高めると共に、早期復旧態勢の構築が必要である。

5-3 地域交通網の長期間にわたる機能停止

○交通事業者と運行状況に関する情報を共有する体制の構築する必要がある。

(6) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

○大規模災害現場での消防活動能力を高めるため、消防施設・装備、及び訓練環境等の充実強化や予防保全及び危険排除措置を図る必要がある。

○二次被害発生防止のため、住民を迅速的確に避難誘導する必要がある。

6-2 沿線・沿道の閉塞等による交通麻痺・二次被害の発生

○電柱の倒壊による幹線道路等の閉塞を防ぐため、無電柱化を進める必要がある。

○被災した住宅・建築物や宅地の危険度判定を早期に実施し、余震等で住宅が倒壊する事による二次被害を防止するために、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定の実施体制を構築する必要がある。

(7) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物の仮置き場への迅速で安全な集積を推進する必要がある。

○生活環境の保全及び公衆衛生の悪化の防止のため、災害廃棄物は生活ごみと分けて迅速に処理する必要がある。しかし、応援協定だけでは、平日は災害廃棄物収集に対応できないことから、平時から機材と人材の確保を行う必要がある。

○災害廃棄物処理に際しては、豊中市伊丹市クリーンランド等の機能停止や停滞を想定した広域処理体制を構築する必要がある。

7-2 復旧・復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○平素から防災意識を醸成すると共に、研修や訓練等を通じて、市職員の災害対応力を向上させる必要がある。

○阪神・淡路大震災始め、過去の災害における復旧・復興事業等の情報を蓄積し、災害時に活用する体制が必要である。

○災害時に遅滞なく救助救援事業等を進めるために、受援計画や相互応援協定の拡大と確実な推進体制を構築する必要がある。

○災害ボランティア活動のニーズに迅速に応えるための支援体制の構築が必要である。

○地域自治組織等による共助体制の構築を促進する必要がある。

○地域の歴史伝承のため、災害履歴を含め、地域資料の収集・保管の体制を向上させる必要がある。

(8) 横断的分野

8-1 リスクコミュニケーション

○大規模災害発生時には、多数の救助救援要請の発生やインフラの被災により、防災関係機関の救助救援＝公助活動が阻害されることが予想されることから、被害の防止または軽減を図るため「共助」の考えにより、市民自らがお互いに救助・救援を進める体制の構築が必要である。

○本市は阪神・淡路大震災を始め、地域には数々の減災の知識を学ぶ機会があることから、今後も「自助」「共助」の学習等に取り組む必要がある

8-2 施設管理

○公共施設については、今後老朽化が進み更新時期を迎える事を考慮して、計画的に建物や設備等の点検修繕を進め、施設の建て替えや改修に併せて、防災機能を充実させる必要がある。

第 VI 章 強靱化に向けた推進方針と主な指標等

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、以下の方針により施策を推進する。（現況については、特段の表示が無い場合は令和 2 年 3 月末現在とする。）

1 「起きてはならない最悪の事態」別推進方針及び指標等

（1）直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的倒壊による多数の死傷者の発生

a.住宅・建築物の耐震化

- ①住宅の耐震化促進のために、補助事業を実施
- ②住宅・建築物の耐震化促進の意識啓発を実施
- ③市営住宅の耐震化を推進

（施策と主な指標）

- 「伊丹市耐震改修促進計画」に基づき、セミナー等を通じて、耐震化のための意識啓発を行う。
- エレベーターやブロック塀への地震安全対策について、ホームページ等を通じて安全性を図るように意識啓発を行う。
- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅について「伊丹市簡易耐震診断推進事業」や「伊丹市住宅耐震化促進事業」を実施する。

住宅の耐震化率

平成 25 年度 89.9% → 令和 7 年度 97%

多数利用建築物の耐震化率

平成 25 年度 79.8% → 令和 7 年度 97%

（「伊丹市耐震改修促進計画」による）

b.交通施設の耐震化

- ①橋梁など致命的な損傷を避けるため、計画的に橋梁の耐震化を推進

（施策と主な指標）

- 「道路インフラ長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の耐震化を推進する。

耐震補修対策済橋梁数 19 橋（R6）

c.空家等対策

- ①老朽危険空家の把握と指導等を実施
- ②老朽危険空家発生予防のための啓発を実施 【建築指導課】

(施策)

- 「伊丹市空家等対策計画」に基づき、セミナー等を通じて、適正な管理のための意識啓発を行うと共に、老朽危険空家に対しては指導・助言等を行い、また除却費用の一部補助を行う。

1・2 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模な損壊や火災による多数の死傷者の発生

a.市街地の公共空間等の防災性の推進

- ①避難空間や、また延焼遮断のための空地として、道路整備を推進
- ②避難空間や延焼遮断のための空地として、公園緑地の適切な維持管理を推進
- ③避難空間確保のため、中心市街地の放置自転車や違法駐車を抑制

(施策と主な指標)

- 「都市計画道路整備プログラム」に基づき、都市計画道路の整備を計画的に進める。

都市計画道路の整備延長（計画期間中） L=0.5 km

b.災害時の拠点施設、保健医療施設の耐震化の推進

- ①災害時の応急対策の拠点や避難所となる公共施設の適切な維持管理を推進
- ②要配慮者等が多数利用する大規模保健医療施設の建替えの推進

(施策と主な指標)

- 建築基準法に定める市所有の特殊建築物の定期点検を毎年行い不備や危険箇所等の改善に繋げる。

- 保健医療施設の耐震化

市立伊丹病院の災害時における医療提供体制の機能強化整備率

0% → 令和8年度中 100%

新保健センター整備率

0% → 100%

c.教育・要配慮者施設の耐震化の推進

①学校園施設に対し、非構造部材を含めた耐震化を促進

②高齢者、障がい児・者施設等の防災性の向上と適切な維持管理の推進

(施策と主な指標)

○要配慮者施設等の安全・安心のため、防災性の向上を推進

d.大規模避難施設の防災性の推進

①大規模公共施設非構造部材の耐震化

(施策と主な指標)

公共施設の耐震構造部材の改修・整備の推進

e. 消防施設・設備の充実

①消防水利の確実な確保及び適切な維持管理

②消防車両・装備等の更新

(施策と主な指標)

消防水利の充足率 100%

1-3 広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

a.総合的な治水対策の推進

①雨水排水施設の整備、適切な維持管理等により、集中豪雨等による内水被害に対する安全性の向上

(施策と主な指標)

○ストックマネジメント計画に基づく改築、更新の実施

○下水道浸水被害軽減総合事業の推進

○下水道事業計画に基づく雨水施設整備

雨水面整備率 83.8%→84.1%

b.減災のためのソフト対策の推進

①洪水ハザードマップを作成・避難行動等の情報伝達やタイミングを周知する等
確実な避難体制の確保

(施策と主な指標)

○ひょうご防災ネットアプリの活用と推進

○洪水等ハザードマップの周知

洪水ハザードマップ配布数 2,000 枚 →88,000 部 (R 5)
市民への緊急告知 FM ラジオ配置数 1,443 台 →1,600 台

c.水防活動体制の整備

- ①防災訓練の実施
- ②水防資機材を備蓄する水防倉庫の適切な維持管理
(施策と主な指標)
 - 水防訓練等参加者 345 人⇒350 人
 - 資機材を配置・管理する水防倉庫の箇所数 3 箇所

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

a.台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信力の強化

- ①土砂災害警戒区域住民又は要配慮者施設への周知・啓発
- ②土砂災害・浸水リスクがある地域の世帯への避難情報等伝達手段の整備
(施策と主な指標)
 - 土砂災害警戒区域等住民への土砂災害ハザードマップの配布の実施
 - 土砂災害警戒区域住民及び要配慮者施設への緊急告知 FM ラジオの配布

土砂災害警戒区域住民への緊急告知 FM ラジオ配布数 31 台

b.急傾斜地の土砂災害対策

- ①伊丹緑地の法面の維持管理

c.指定避難所及び避難路の整備

- ①避難所の更新整備
- ②土砂災害警戒区域周辺から指定避難所への避難路の整備
(施策と主な指標)
 - 土砂災害警戒区域等に係る避難施設の整備
 - 伊丹緑地内の避難路整備率 95%→100%

1-5 避難情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

a.防災関係機関間の迅速な情報共有・収集力の向上

- ①災害対策本部内の情報共有システムの整備推進
- ②猪名川河川事務所、兵庫県、神戸地方気象台、大阪府等関係機関との情報共有の推進

(施策と主な指標)

○市内の情報を早期に収集し意思決定に資する災害オペレーションシステムの導入し確実な運用を進める。

○猪名川河川事務所、神戸地方気象台についてはホットラインを設置、兵庫県及び県下各市についてはフェニックス防災システム、大阪府については協定等に基づき情報通信訓練等を通じて情報共有体制を進める共に、MCA無線配置等による通信バックアップ体制を維持する。

国県等防災関係機関・放送事業者に配置するMCA無線の局数 6局

b.避難情報伝達媒体整備の推進

- ①緊急災害情報メール、屋外拡声器、緊急告知 FM ラジオ、フェニックス防災システムによる J-ALERT 等緊急情報通知体制整備の推進
- ②緊急避難場所及び避難所案内標識の整備
- ③災害時要配慮者対策の推進

(施策と主な指標)

○避難行動要支援者支援制度に基づいた地域での避難計画や防災訓練への支援を行う事で、実効性を高める。

○浸水想定区域に立地する社会福祉施設や医療施設等の災害時要配慮者施設の避難確保計画の策定を指導・支援すると共に、避難情報伝達手段として、緊急告知 FM ラジオを配布する。

J-ALERT 及び FM 試験通信等緊急災害情報通信訓練の実施回数 18回

避難場所の明示 140箇所→160箇所

コミュニティ掲示板等への避難所の案内表示 167箇所

避難行動要支援者名簿提供地区 13小学校区 →17小学校区

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

a.食料、飲料水の備蓄等の供給体制の確保

- ①備蓄計画に基づく備蓄倉庫の管理
- ②アレルギー対応備蓄食料の整備
- ③緊急供給体制の拡大と災害時応援協定等の維持

(施策と主な指標)

- 最大被災想定人数 15,000 人に対する 1 日分の食料に直接備蓄を確保すると共に、アレルギー対応食品や液体ミルク等更新の検討を行う。
- 外部からの援助が届くまでの 2 日分の食料は、市内事業所との協定により確保を進める。

アレルギー対応災害時用食料備蓄数 41,000 食/45,000 食

食料供給民間協定締結事業所数 9 事業所

b.水道施設の耐震化

- ①浄水施設の耐震化の促進
- ②配水管の耐震化の促進
- ③耐震性貯水槽の維持管理

(施策と主な指標)

- 計画的な浄水施設の耐震化
浄水場等施設耐震化整備率 87.5%→100%
- 計画的な配水管の耐震化
配水管耐震適合率 33.8%→40.0%
- 耐震性貯水槽の維持数 2 箇所

c.輸送路・避難路及び道路交通機能の確保

- ①消防・緊急活動の円滑化や延焼の遮断等、多様な機能を有する都市計画道路の整備を、「都市計画道路整備プログラム」に基づき、計画的に推進。
- ②避難空間を確保するため、長寿命化修繕計画（各個別施設計画）及び「街路樹管理計画」に基づき、道路施設の長寿命化・撤去更新及び道路の再整備を推進。

(施策と主な指標)

都市計画道路の整備延長 (計画期間中) L=0.5 km 【再掲】

道路再整備路線数 (計画期間中) 6 路線

d.避難所の防災機能強化

- ①断水時の避難所や各家庭での生活用水の確保
- ②避難者の安全確保や情報取得等のためのポータブル発電機・蓄電池、照明設備等の備蓄
- ③被災者支援や復旧活動の為に用地として、防災協力農地登録制度の登録推進

(施策と主な指標)

○耐震性貯水槽 (300 t) の定期検査等、適切な維持管理を進める。

○井戸や発電機等代替機能の拡大

学校等避難所の防災井戸年間検査箇所 23 箇所→23 箇所

災害時協力井戸の登録個所数 69 箇所

カセットガス式発電機備蓄数 27 台→31 台

e.家庭内における食料や生活必需物資等備蓄の推進

- ①1週間分の飲料水及び3日分の食料の家庭内備蓄の啓発
- ②各家庭での燃料やバッテリー等の備蓄の啓発

(施策と主な指標)

○防災講座・地域説明会・出前講座・防災イベント・防災啓発コーナーにおける啓発の推進

防災啓発事業参加人数 5,015 人→4,400 人

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

a.救助・救援ルートの防災性の推進

- ①道路・橋梁等の防災対策を進める。
- ②防災倉庫の機能強化等資機材搬送等の代替手段の確保
- ③耐震性貯水槽の機能確保

(施策と主な指標)

○「道路インフラ長寿命化修繕計画」などの各長寿命化修繕計画（個別施設計画）に基づき、道路施設の防災対策を推進する。

○地域防災計画に基づき、耐震性貯水槽及び防災倉庫の適切な管理を推進する。

避難所機能の強化のための防災倉庫の維持管理 5 箇所→6 箇所

防災倉庫における避難者3日分の食料備蓄数 45,000 食

補修対策済み橋梁数 100 箇所（H31） →231 箇所（R 6）

2-3 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

a. 公的な活動力の強化

- ①消防施設・設備の耐震性等安全性の向上
- ②地域防災計画・各部対応マニュアルにより災害対策本部の対応力の標準化を計画
- ③他市町等からの受援体制の構築

（施策と主な指標）

- 庁舎の耐震化等整備
- 自家発電設備等非常電源の確保
- 消防車両整備計画に基づく更新
- 消防水利の基準に基づく防火水槽の適切な維持管理
- 緊急消防援助隊訓練への参加
- 兵庫県・阪神地域合同防災訓練への参加・共同実施

b. 地域における災害対応力強化

- ①消防団や地域の自主防災組織の充実
- ②地域自治組織や防災士会等関係機関との連携強化
- ③防災士資格取得の推進と連携強化

（施策と主な指標）

災害時応援協定・災害サポート登録数 140 件→153 件

消防団員の充足率 97%→100%

自主防災組織結成率 89%→100%

伊丹市防災士名簿登載者数 160 人→162 人

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

a. 救急医療体制の充実

- ①市立伊丹病院の災害時における医療提供体制の機能強化
- ②救護所の備蓄物品・医薬品の適正な管理

b. 医療機関の非常用電源等の確保

- ①伊丹病院のライフライン途絶時における災害対応設備の整備

(施策と主な指標)

伊丹病院の設備機能強化実施率 0%→令和8年度中 100%

電気 自家発電設備 燃料備蓄 17時間分→72時間分

電力供給割合 75% →100%

水道 貯水槽(飲料水)容量 1日分 → 3日分

(雑用水)容量 2日分 → 3日分

ガス 耐震性配管(中圧) 主要部 → 全配管

災害用LPバルク貯槽 設置なし → 設置(給食用)

c.緊急輸送ネットワークの確保

- ①大阪国際空港を利用した物資搬送等の体制を検討
- ②道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。

(施策と主な指標)

○関西エアポート㈱との災害時応援協定の締結を進める。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

a.疫病・感染症を防ぐ体制の構築

- ①平時からの情報提供の充実
- ②害虫駆除実施体制の構築
- ③手指消毒液やマスク等衛生用品の備蓄と在庫管理
- ④下水の速やかな排除・処理

(施策と主な指標)

○災害時に備え、関係団体と締結している「災害時等における消毒及び衛生害虫等の駆除業務に関する協定」を維持し、災害時等には協定に基づき、薬剤の調達・消毒などの対応を図る。

○感染症予防に関する正しい知識の普及

○災害時衛生保全等応援協定の維持

○衛生用資機材の備蓄

手指消毒薬剤の備蓄量維持 2,880ℓ(300ℓ/週×8週間×1.2)

N95 マスク 1,000 枚 防護服 200 セット 維持

サージカルマスク 190,000 枚→300,000 枚

○下水道管路等のストックマネジメント計画に基づく改築、更新を推進

下水道管路更新率 18.5%→24.9%

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

a. 避難所の防災化等環境整備の推進

- ①避難所の安全確保・バリアフリー化の推進
- ②長期避難の際の2次被害を防止するための避難所での生活環境整備
- ③避難所に設置された仮設トイレについての汲み取りや、協定先への返却の際に洗浄のため、直営のバキューム車1台等機材の確保

(施策と主な指標)

○市内事業所との協定による段ボールベッド等資機材の供給体制を整えると共に、避難所用トイレ等の環境の向上を図る。

トイレ用テント備蓄数 93基

避難所段ボールベッドの供給可能数 260床

避難所仕切り・テント等提供可能数 510枚戸分→1,414戸分

○大規模避難所である学校体育館への空調設備整備を検討する。

b. 福祉避難所の指定の推進

- ①長期避難の際に、緊急度に応じて要配慮者を中心に受け入れる福祉避難所として、福祉施設等に対する指定と共に「避難所運営マニュアル」の周知

(施策と主な指標)

○公共施設等総合管理計画及び公共施設再配置基本計画に基づき、公共施設の適切な管理と改修を行う事で安全性を向上させる。

○福祉避難所の開設を踏まえ、段ボールベッド等必要物資の供給体制を整える。

福祉避難所協定締結社会福祉施設等 38箇所

(3) 必要不可欠な行政機能・情報通信機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

a. 業務継続体制の強化

- ①防災拠点である市庁舎及び防災センター、支所分室他の耐震化・防災機能の強化推進
- ②限られた職員でも対応を行える様、地域防災計画・各部対応マニュアルにより対応力の標準化を計画

③限られた人員で優先度の高い救助救援事業を進めるため、BCP（業務継続計画）・受援計画の検証

（施策と主な指標）

○免震構造を採用し、大規模災害時でも業務継続が可能な新庁舎の建替えを行い、令和4年11月から供用を開始した。

○BCPや受援計画を取り入れた防災訓練を実施する。

新庁舎整備進捗率 30%（R2）→80%（R5）→100%

（令和6年度中にグランドオープン予定）

3-2 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

a. 確実な情報通信インフラの整備推進

①MCA無線、屋外拡声器、災害時特設公衆電話線等の定期検査と通信訓練の実施
バッテリー等非常電源や消耗品の計画的交換整備

②市内の情報収集・分析に際して、災害に強いネットワーク回線を活かした災害オペレーションシステムの導入

③衛星電話、フェニックス防災情報システム等国・自治体間の情報共有システムの整備と維持管理

④避難所のCATVネットワークの整備推進

⑤高機能消防指令センターの整備

⑥消防・救急デジタル無線の整備

（施策と主な指標）

○J-ALERT、フェニックス防災システム、屋外拡声器、MCA無線等の非常電源を始めとする機器の維持管理及び設備更新を確実に行う。

○災害に強いネットワークを活用し、市内の情報を早期に収集し意思決定に資する災害オペレーションシステムを導入し確実な運用を進める。

MCA定期無線機・屋外拡声器検査の年間動作確認局数 159局

フェニックス防災システムを使った訓練の年間実施回数 18回

Jアラート等緊急情報通信訓練年間実施回数 5回

3-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

a. 市民への情報伝達体制の整備

- ①簡易な登録方法により、携帯電話やスマートフォンに対して警報や避難情報等を伝達するひょうご防災ネットや LINE 防災アプリの導入、及び市民の登録を推進
- ②FM いたみ放送送信機器の確保及びバックアップ機能の追加等強靱化の推進
- ③中高層建築物建設等に伴う屋外拡声器音達状況の調査と対策の検討
- ④避難所での防災情報伝達のために、緊急告知 FM ラジオの各避難所への配置

(施策と主な指標)

- 屋外拡声器放送訓練等の際に音達状況を調査する。
- ひょうご防災ネット等を導入し、啓発を進める事で迅速な情報伝達を進める。
緊急災害情報メール→ひょうご防災ネット登録者・LINE 防災アプリ登録者
13,135 人⇒37,000 人
緊急告知 FM ラジオを配置している施設数 217 箇所→285 箇所

b.避難情報等に関する啓発

- ①避難情報や非常持ち出し品、家庭内備蓄等を啓発する防災マップの配布
- ②要配慮者向けに分かりやすく避難行動に関する啓発
- ③平常時に市民に対する防災情報啓発の推進
- ④地域における防災訓練の実施

(施策と主な指標)

- 避難行動要支援者支援制度の態勢整備を進める。
- 最新のハザードマップや避難情報を更新した防災マップの全戸配布を進める。
避難行動要支援者支援制度名簿同意案内配布戸数 7,408 件
防災講座・地域説明会・出前講座・防災イベント・啓発コーナー参加人数
5,015 人→4,400 人
年間防災訓練参加者数 2,212 人→2,200 人 (R5)

3-4 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

a.情報収集・伝達システムの機能強化

- ①雨量計、河川等監視防災カメラ等の機器の機能強化を図るとともに、災害時における維持のために、伝送系の冗長化を推進
- ②防災関係機関・県・各市町間の防災情報等を共有するためのフェニックス防災システム等情報収集機器の維持管理
- ③避難所用ソーラー発電機及び蓄電システムの整備

(施策と主な指標)

- J-ALERT、衛星通信、フェニックス防災システム、屋外拡声器、MCA 無線等の非常電源を始めとする機器の維持管理及び設備更新を確実に行う。
- 河川等監視防災カメラ等監視機器の維持管理
- フェニックス防災情報システムの確実な運用
 - 避難所用発電機の数 17台→27台
 - MCA無線半固定局等設置箇所数 91箇所

(4) 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 幹線が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

a.緊急輸送道路及び緊急啓開道路の確実な緊急対応

- ①道路の機能を確保するために、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。
- ②陸上交通ネットワークの物資搬送機能停止等の際の代替機能として、大阪国際空港の防災拠点としての活用について、管理会社との情報の共有化と連携のための調整を実施

4-2 食料等の安定供給の停滞

a.避難者等への食料調達のバックアップ態勢の構築

- ①事業所等応援協定等に基づく食料調達態勢の整備

(施策と主な指標)

- 民間事業所との物資供給協定の推進
- 物資調達・輸送調整等支援システム活用検討
 - 民間企業との物資供給協定数 9件 → 14件
 - 災害物資応援協定締結市町数 70市町
 - 給食センターの炊飯能力
 - 小学校給食第1・第2センター 13,000食分
 - 中学校給食センター 6,000食分

4-3 用水供給途絶に伴う、生産活動等への甚大な影響

a.水資源の有効利用等の推進

- ①貯水池や複数水源による用水の確保、水利用の広域化を推進

- (5) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 変電所、送配電設備や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

a. 自立・分散型エネルギーの導入促進

- ① 市内燃料等小売り事業所との供給協定の締結
- ② 地域における自立・分散型エネルギーの普及促進

b. ライフライン事業者による早期復旧の支援

- ① 被災状況と復旧作業に係る情報共有・伝達体制の構築と円滑な復旧支援体制の促進

(施策と主な指標)

- 平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時にはエネルギー供給等の機能発揮できる再生可能エネルギー施設等の設置を推進

燃料供給協定締結件数 1 件

自家発電機設置・LP ガス使用公共施設 8 箇所 → 9 箇所

カセットガス式発電機備蓄数 27 台 → 31 台

5-2 上下水道等の長期間にわたる停止

a. 上下水道の早期復旧態勢の構築

- ① 災害時における水道施設等の支援体制の充実
- ② 水道事業者間の連携と情報共有
- ③ 広域的応援体制の維持
- ④ し尿公共下水道放流施設の防災性の促進

(施策と主な指標)

- 災害時の応援協定の締結

災害協定締結社数 10 社 → 新規業者あれば随時追加

- し尿公共下水道放流施設の改築等の実施

5-3 地域交通網の長期間にわたる機能停止

a. 交通事業者との情報共有体制の構築

- ① 交通事業者との運行情報の共有と市民への情報提供体制の推進

(6) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

a.市街地での消防水利の維持

①防火水槽の適切な維持管理

b.的確な避難誘導案内体制の整備

①避難所案内看板の設置推進

②避難行動要配慮者避難支援制度の推進

(施策と主な指標)

○電柱や掲示板等への避難所誘導表示の設置を推進

○避難行動要支援者支援制度の定着を支援

避難所案内看板設置数 3 2 8箇所

避難行動要支援者名簿配布小学校区数 1 3 地区→1 7 地区

避難行動要支援者同意確認同意者人数

3,786 人 (R2) →4,000 人 (R5) →4,556 人

6-2 沿線・沿道の閉塞等による交通麻痺・二次被害の発生

a.無電柱化の推進

①「無電柱化推進計画」に基づき、都市の防災機能の強化等に資する幹線道路等の無電柱化を推進する。

(施策と主な指標)

無電柱化整備延長 2.5 km (H31) ⇒ 3.6 km (R10)

b.被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施体制の確保

①被災した住宅・建築物や宅地の危険度判定を的確に実施するため、県との連携により、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の登録や、受け入れ態勢の整備等により実施体制を確保する。

(7) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

a.災害廃棄物処理

- ①伊丹市災害廃棄物処理基本計画の検証を推進
- ②災害廃棄物仮置き場の候補地の把握に努める。
- ③災害廃棄物処理に際して、応援協定だけでは平日は災害廃棄物収集に対応できないことから、直営のパッカー車 6 台、ダンプカー 6 台、コンテナ車 2 台を活用し対応を行うための機材と人材を確保
- ④災害ガレキ処理に係る広域処理体制を構築するため、仮置き場の確保状況や必要な機材の保有状況の情報共有など、相互応援協定の運用を検証

災害廃棄物処理相互応援協定締結市町数 79箇所

7-2 復旧・復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

a.市職員の育成や事業所人材の活用

- ①阪神・淡路大震災の復旧・復興事業等の公文書等の資料保管と整理・公開及び伝承を推進
- ②職員の災害対応能力向上のために、専門研修や防災訓練派遣を実施すると共に、実践的な防災訓練を実施
- ③受援計画や相互応援協定の拡大と精査を推進

○防災センター啓発コーナーにて阪神・淡路大震災関係公文書の保管と公開

○防災訓練への職員の参加推進

防災図上訓練年間参加者数 86人

b.災害ボランティア活動支援体制の整備

- ①災害ボランティアセンターを伊丹市社会福祉協議会と連携して速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう、マニュアルの整備や災害ボランティアをコーディネートできる体制について協議を進めていくとともに、関係団体等との協定の締結やネットワークの構築、実践的な訓練の実施など、平時から災害に備えた取組を推進

- ②市外被災地への災害ボランティア募集に関する的確な情報提供や、被災地へのボランティア派遣を支援

c.地域コミュニティ力の構築の促進

- ①地域防災訓練や避難行動要支援者支援制度等を通じて、地域でのつながりを強化し、コミュニティ力を強化

(施策と主な指標)

- 自主防災組織へ活動支援を行う。
- 実働訓練及び災害図上訓練や研修会等を開催する。

自主防災組織等地域防災訓練実施校区数 17小学校区

災害時応援協定及び災害サポート登録事業所数

119件(R2)→140件(R5)→153件

避難行動要支援者同意確認同意者人数

3,786人(R2)→4,000人(R5)→4,556人

(8) 横断的分野

8-1 リスクコミュニケーション

a. 実践的な共助意識の啓発

- ①被害の防止または軽減を図るため「共助」の考えにより、市民自らがお互いに救助・救援を進める体制の充実

(施策と主な指標)

- 地域の自主防災訓練等の機会に、消防団や伊丹防災士の会と地域自治組織との連携強化を図る。
- 地域の防災訓練や総合防災訓練への地域住民や事業所等の積極的な参加を促進する。

b.防災教育の実施

- ①学校や地域、職域等で阪神・淡路大震災や水害等を始め、過去の市内外の災害について学ぶ機会を持っている。今後とも「自助」「共助」の学習等に取り組む。
- ②誰にでも理解しやすいハザードマップ等啓発資料の作成により、危険箇所や避難場所等の周知を図ると共に、非常持ち出し品や備蓄についても理解を図る。

(施策と主な指標)

- 防災啓発コーナーにおいて、阪神・淡路大震災等過去の災害に関する資料を保存・公開すると共に、学校等の社会見学に対応し、また防災ポスター展やパネル展、防災ワークショップ等を通じて「自助」「共助」意識の啓発を行う。
- 洪水・内水・土砂災害等ハザードマップ及び避難に関する情報を盛り込んだ防災マップを作成・公開・配布等行う。
- 出水期等の時期に応じて、広報伊丹等により情報の取得方法や自身の身を守るための準備等「自助」について市民に対して周知を図る。
- 外国語表記ハザードマップの作成・配布を進める。

防災講座・地域説明会・出前講座・防災イベント・啓発コーナー参加人数
4,533 人→4,400 人

8-2 施設管理

a.公共建築物の安全性の確保

- ①公共施設については、今後老朽化が進み更新時期を迎える事を考慮して、計画的に建物や設備等の点検修繕を推進
- ②施設の建て替えや改修に併せて、防災機能を充実

(施策と主な指標)

- 公共建築物について、計画的な点検・修繕を進め、安全性の確保と施設の防災機能向上を図る。
- 道路、上下水道、公園等のインフラ施設について、個別の長寿命化計画や保全計画等に基づいた計画的な定期点検等を行い、その進捗状況をチェックすると共に、必要に応じて計画の見直しを図る。

第ⅤⅡ章 強靱化を推進する主な事業（Ｒ２～Ｒ６）

区分	事業箇所名	事業の内容	所管課名
1-1	住宅・建築物安全ストック形成事業	住宅・建築物ストックの形成事業を推進し、耐震診断、耐震改修等について支援を行う。	建築指導課
1-2 8-2	市立学校園施設 (こども園・幼稚園・保育所(園)・小・中・高・特別支援学校) 市内私立認定こども園・保育所整備事業 (市内各所)	子どもたちの学習・生活の場であり、災害時には命を守るとともに、地域の避難所となる学校園施設に対し、老朽化、防災機能強化、空調設備改修等の対策を推進する。 各学校園施設の詳細な対策については「伊丹市公立学校等施設整備計画」による。 「子育て安心プラン」に基づく認可保育所等の整備や、保育所の耐震化等の大規模修繕を進める。	施設課 危機管理室 教育保育課 幼児教育推進課
1-2	市内障害福祉施設	障害者施設等の安全・安心、防災性の向上を確保するため、耐震化整備等のほか、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修、非常用自家発電設備等の整備を進める。	障害福祉課 こども発達支援センター
1-2	市内高齢者施設等	高齢者施設等の安全・安心、防災性の向上を確保するため、耐震化整備等のほか、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修、非常用自家発電設備等の整備を進める。	介護保険課 地域・高年福祉課
1- 1,2,3,4 2-1,2,6 5-1,2 6-2 7-1	・都市計画道路整備事業 ・無電柱化推進事業 ・道路新設改良事業 ・道路維持補修事業 ・橋梁長寿命化事業 ・歩道（街路樹）再整備事業	命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づく取組について、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等に対	道路建設課 道路保全課 下水道課 公園課 環境クリーンセンター

	・道路安全対策事業 ・交通安全施設等整備事業 ・浸水対策事業 ・都市公園整備事業 (伊丹緑地) ・市営住宅の耐震化 ・廃棄物処理体制整備事業	して総合的・一体的に整備を進める。	住宅政策課
2-3 3-2	緊急消防援助隊設備整備事業（消防局ほか）	緊急消防援助隊の設備（消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等）の整備を進める。	消防局
3-1	新庁舎整備事業	免震構造を採用し、大規模災害時でも事業継続が可能な新庁舎への建替えを行った。（令和 4 年度完成）	庁舎・周辺整備担当

第ⅤⅢ章 参考資料

1. 国土強靱化の理念

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

(1)理念と基本目標

基本計画においては、概ね以下の通り記載されています。

○我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返し、さいなまれてきました。そして、規模の大きな災害であればある程に、まさに「忘れた頃」に訪れ、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきました。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なります。

○大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要です。

○東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくり、地域づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要です。

○そして、この地域づくり、国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域、国の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要があります。

○このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するものです。

(2)防災との違い

○「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるものです。したがって、例えば、防災基本計画では、「各災害に共通する対策編」を設けつつ、「地震災害対策編」「津波災害対策編」など、リスクごとに計画が立てられています。

○一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではありません。それは、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。そのため、基本計画では、事前に備えるべき目標として、以下の8つを設定しています。

- i 直接死を最大限防ぐ
- ii 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- iii 必要不可欠な行政機能は確保する
- iv 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- v 経済活動を機能不全に陥らせない
- vi ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- vii 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- viii 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

○つまり、基本目標に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチです。国土強靱化は、そうした最悪の事態を起こさない、（重要な機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とする）強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開していこうとするものです。

そして、そうした強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめるものが、強靱化の計画です。

○さらに、国土強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方をリスクマネジメントの観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものです。実施主体も、地域においては、地方公共団体内の関係部署・部局にとどま

らず、自治会や住民、商工会議所等の経済団体や交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等に係る民間事業者など、広範な関係者と連携・協力しながら進めるものです。

別表

■ 伊丹市強靱化計画に基づく耐震補強工事一覧表

番号	橋梁名	橋長	架設年	実施予定年度	概算事業費(千円)
1	北辰橋	128.5	1988	R6～R8予定	120,000
2	第二荒牧橋	15.4	1971	実施済	-
3	武庫川新橋	408.0	1993	R6～R8予定	200,000
4	駄六大橋	36.9	1980	R6～R8予定	8,000
5	第四荒牧橋	15.4	1971	実施済	-
6	伏見橋	21.0	1975	R6～R8予定	13,000
7	桜橋	13.6	1961	R6～R8予定	45,000
8	西野橋	22.0	1968	実施済	-
9	大樋橋	33.4	1996	実施済	-
10	政木橋	19.8	1986	実施済	-
11	有岡大橋	125.0	1983	R6～R8予定	120,000
12	神津大橋	229	1989	実施済	-
13	第五荒牧橋	15.5	1971	実施済	-
14	荻野小橋	16	1981	実施済	-
15	第一荒牧橋	14.7	1963	実施済	-
16	大池橋	21.4	1966	R6～R8予定	147,000
17	西野新橋	32.7	1984	R6～R8予定	80,000
18	深川橋	14.6	1967	実施済	-
19	北浦橋	22.4	1984	実施済	-
20	駄六川橋	22.6	1976	実施済	-
21	岩屋大橋	29.7	1981	実施済	-
22	内川上橋	16	1993	実施済	-
23	下河原中橋	23.2	1999	実施済	-
24	鴻池西橋	17.5	2006	実施済	-
25	武庫川新橋歩道橋	188.7	1993	R6～R8予定	5,000
26	軍港橋西詰北歩道橋	39.8	1999	実施済	-
27	有岡大橋歩道橋	142	1981	R6～R8予定	10,000
28	古城橋	24.5	1981	R6～R8予定	5,000
29	伊丹歩道橋	37.64	1960	実施済	-
30	阪急駅前歩道橋	43.6	2000	R6～R8予定	15,000
31	佐々原歩道橋	15.4	1971	実施済	-
計		:31橋	未実施耐震補強概算総事業費		768,000